

議案第三十八号

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十一年五月二十九日

提出者

杉並区長

山 田

宏

第一条 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（昭和三十三年杉並区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第五条の規定の適用については、同条中「百分の百八十」とあるのは、「百分の百六十」とする。

第二条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和五十四年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第八条の規定の適用については、同条中「百分の百八十」とあるのは、「百分の百六十」とする。

第三条 杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成三年杉並区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第四条第四項の規定の適用については、同項中「百分の百八十」とあるのは、「百分の百六十」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

( 提 案 理 由 )

平成二十一年六月に支給する区長等の期末手当の額を暫定的に減額する措置を講ずる必要がある。

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第一条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例  
旧 条 例

附 則

1 及び 2 略

1 及び 2 附 則 略

3 | 平成二十一年六月に支給する期末手当に  
関する第五条の規定の適用については、同  
条中「百分の百八十」とあるのは、「百分  
の百六十」とする。

第二条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に

関する条例の一部改正）

新 条 例  
旧 条 例

附 則

1 及び 2 略

1 及び 2 附 則 略

3 | 平成二十一年六月に支給する期末手当に

関する第八条の規定の適用については、同条中「百分の百八十」とあるのは、「百分の百六十」とする。

第三条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

附 則

1  
3 略

1  
3 略  
附 則

4 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第四条第四項の規定の適用については、同項中「百分の百八十」とあるのは、「百分の百六十」とする。

資 料 2

平成21年6月に支給する期末手当に係る特例措置の概要

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

| 項 目     | 改 正 内 容  |             |     |     |     |             |             |      |      |      |     |      |      |     |             |             |      |   |             |
|---------|--|-------------|-----|-----|-----|-------------|-------------|------|------|------|-----|------|------|-----|-------------|-------------|------|---|-------------|
| 期 末 手 当 | <p>平成21年6月の支給月数(区長、副区長、教育長及び常勤監査委員)</p> <table border="1" data-bbox="478 739 1117 996"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td><u>1.80</u></td> <td><u>1.60</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.85</td> <td>1.85</td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>3.95</u></td> <td><u>3.75</u></td> </tr> <tr> <td>凍結月数</td> <td>-</td> <td><u>0.20</u></td> </tr> </tbody> </table> | 区 分         | 現 行 | 改 正 | 6月期 | <u>1.80</u> | <u>1.60</u> | 12月期 | 1.85 | 1.85 | 3月期 | 0.30 | 0.30 | 合 計 | <u>3.95</u> | <u>3.75</u> | 凍結月数 | - | <u>0.20</u> |
| 区 分     | 現 行  | 改 正         |     |     |     |             |             |      |      |      |     |      |      |     |             |             |      |   |             |
| 6月期     | <u>1.80</u>  | <u>1.60</u> |     |     |     |             |             |      |      |      |     |      |      |     |             |             |      |   |             |
| 12月期    | 1.85   | 1.85        |     |     |     |             |             |      |      |      |     |      |      |     |             |             |      |   |             |
| 3月期     | 0.30   | 0.30        |     |     |     |             |             |      |      |      |     |      |      |     |             |             |      |   |             |
| 合 計     | <u>3.95</u>  | <u>3.75</u> |     |     |     |             |             |      |      |      |     |      |      |     |             |             |      |   |             |
| 凍結月数    | -  | <u>0.20</u> |     |     |     |             |             |      |      |      |     |      |      |     |             |             |      |   |             |
| 施 行 日   | 公布の日から施行する。  |             |     |     |     |             |             |      |      |      |     |      |      |     |             |             |      |   |             |